

○国土交通省告示第四百五号

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十五条の四第二号の規定に基づき、地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和四年三月三十一日

地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示

地域協議会の要件に関する告示（平成十三年国土交通省告示第千二百二号）の一部を次のように改正する。

第四号に次のただし書を加える。

ただし、協議すべき事項が一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみである場合は、当該市町村が主催することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。